

平成 29 年 4 月 26 日

東京工業大学

平成 28 年度における懲戒処分の状況について

本学における平成 28 年度の懲戒処分は、以下のとおりです。

処分の種類 処分事由	懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
一般サービス関係 (ハラスメント)	0	0	1	1	3

<概要>

【停職】

有期雇用職員（男性，60 歳代）に対し，平成 28 年 9 月 1 日付けで，停職 3 月の懲戒処分を行った。

当該職員は，職員に対してセクシャルハラスメントに該当する行為を行った。国立大学法人東京工業大学有期雇用職員就業規則第 70 条第 1 項第 6 号，同条同項第 8 号，同条第 2 項第 3 号の規定に基づき，停職 3 月の懲戒処分としたものである。

【減給】

教授（男性，50 歳代）に対し，平成 29 年 2 月 3 日付けで，減給の懲戒処分を行った。

当該職員は，助教に対して研究内容に関連して複数回にわたりきつい口調での叱責，学生に対して教育的配慮を欠いた言動や十分な説明なく怒るハラスメント行為を行った。国立大学法人東京工業大学職員就業規則第 43 条第 1 項第 6 号，同条同項第 8 号，同条第 2 項第 4 号の規定に基づき，減給の懲戒処分としたものである。

【戒告】

◆教授（男性，40 歳代）に対し，平成 28 年 9 月 16 日付けで，戒告の懲戒処分を行った。

当該職員は，複数の学生に対して暴言，教育的配慮を欠いた威圧的言動や叱責を繰り返すハラスメント行為を行った。国立大学法人東京工業大学職員就業規則第 43 条第 1 項第 6 号，同条同項第 8 号，同条第 2 項第 5 号の規定に基づき，戒告の懲戒処分としたものである。

◆准教授（女性，60 歳代）に対し，平成 29 年 2 月 3 日付けで，戒告の懲戒処分を行った。

当該職員は，研究室内で非常に細かいルールを設定し，十分な説明をすることなくルールや指示を守れない学生や特任助教に対して日常的に厳しく注意するハラスメント行為を行った。国立大学法人東京工業大学職員就業規則第 43 条第 1 項第 6 号，同条同項第 8 号，同条第 2 項第 5 号の規定に基づき，戒告の懲戒処分としたものである。

◆助教（男性，40 歳代）に対し，平成 29 年 3 月 17 日付けで，戒告の懲戒処分を行った。

当該職員は，指導を担当する学生に対し，その頭をげんこつで数回叩くというハラスメン

ト行為を行った。国立大学法人東京工業大学職員就業規則第43条第1項第6号，同条同項第8号，同条第2項第5号の規定に基づき，戒告の懲戒処分としたものである。

<コメント>

いずれも，本学職員としてあるまじき行為であり，かかる行為は決して許されることではなく，厳正な処分を行いました。大学としてこのことを厳粛に受け止め，全学を挙げて再発防止にあたっていく所存です。

国立大学法人東京工業大学

理事・副学長 岡 田 清